

三芳町いじめのないまちづくり条例

平成28年12月15日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、町、学校及び保護者の責務並びに町民等の役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 三芳町立学校設置条例（昭和45年三芳町条例第6号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他児童等を現に監督する者をいう。
- (6) 町民等 町内に居住する者、就労又は就学する者（第4号に規定する児童等を除く。）及び町内で事業活動を行う個人又は企業団体をいう。
- (7) その他の関係者 警察、児童相談所その他児童等のいじめの問題に関係する機関及び団体の者をいう。
- (8) 重大事態 次のいずれかに該当するに至った事態をいう。
 - ア いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより、学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめの問題を解決する実践力を身に付けた児童等の育成を目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、町民等、保護者及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、学校、保護者、町民等及びその他の関係者と連携し、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 町は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な情報の収集、広報・啓発活動、学校への支援及び指導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、いじめの防止等のために必要な事項、実施状況の調査、研究及び検証を行った結果を公表しなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

- 第5条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、町民等及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- 2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- 3 学校及び学校の教職員は、いじめの未然防止を図るため、研修会等を通じ、指導力の向上に努めなければならない。
- 4 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有することを認識し、その保護

する児童等に対し、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護しなければならない。
- 3 保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めなければならない。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する町及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童等の役割)

第7条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、互いの違いを認め、思いやり、及び支え合うように努めるものとする。

(町民等及びその他の関係者の役割)

第8条 町民等及びその他の関係者は、地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行うとともに、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民等及びその他の関係者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。
- 3 町民等及びその他の関係者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、町及び学校に相談、通報又は情報提供をするよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 町は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針の策定等)

第10条 町は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 町は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定等)

第11条 学校は、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」）

を定めるものとする。

- 2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(三芳町いじめ問題対策連絡協議会等)

第12条 町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、三芳町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

- 3 前2項の規定を踏まえ、三芳町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、三芳町いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 4 前項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(重大事態への対処)

第13条 町又は学校は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に迅速かつ組織的に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 2 前項の調査において、教育委員会が主体となって行う場合には推進委員会において、学校が主体となって行う場合には法第22条の規定により設置された組織において行うものとする。

- 3 前項の規定による調査が行われたときは、その結果を、教育委員会が主体となって行った場合にあつては町長に、学校が主体となって行った場合にあつては教育委員会を通じて町長に報告するものとする。

(三芳町いじめ問題再調査委員会)

第14条 町長は、前条第3項の報告を受けた場合における当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、三芳町いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(再調査の結果報告)

第15条 町長は、前条第1項の規定による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(調査結果を踏まえた措置等)

第16条 町は、第14条第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。